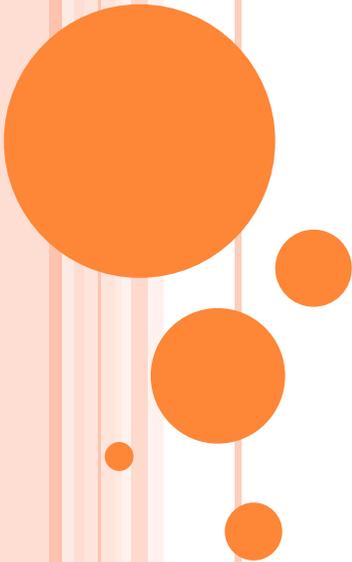


資料



銀行グループのガバナンスに
関する法規制
——金融規制と会社法との関係

2015.7.29

立教大学 松井秀征

《目次》

- 1 はじめに
- 2 銀行持株会社等における問題
- 3 子銀行等における問題
- 4 金融規制と会社法との関係（試論）

1 はじめに

- 金融機関のグループ化——金融コングロマリットの形成
(日本銀行金融研究所 [2005] p.35~)
 - ・ 金融コングロマリットの意義
 - 異業態の複数の金融機関により構成される金融グループ
 - 銀行業、証券業、保険業の間のシナジー効果を発揮することを目的とするもの
 - ・ 金融コングロマリットの形態（一般）
 - ユニバーサルバンク方式、親子会社方式、持株会社方式、業務提携
 - 本報告で特に問題とするのは、わが国で一般的にみられる親子会社方式及び持株会社方式の形態による金融コングロマリット
 - ・ 金融コングロマリットを形成する理由
 - 金融へのニーズの多様化・高度化への対応（ワンストップショッピング等）
 - 収益力の強化（貸出業務等の伝統的な金融業務の収益性の低下に対応した収益源の模索、業務の多角化による収益の安定性確保）
 - 経済のグローバル化への対応（海外進出手段としてのM&A）
- *以下、銀行を中心とした金融コングロマリット（銀行グループ）を念頭に置きながら検討

1 はじめに

- 銀行のグループ化を可能とする法的規律
(木下 [1999] p.27~, 日本銀行金融研究所 [2005] p.40~)
- ・ 平成4 (1992) 年：金融制度改革
 - 業務分野規制の緩和
 - 業態別子会社方式による相互参入を容認
 - 法人格を分離することの意味
 - ① リスク遮断：株主有限責任原則等に由来するリスク遮断効果？
 - ② 利益相反への対応：金融機関が複数の業務を兼営する場合に生じうる利益相反を防止？
 - ③ 監督政策上の観点：規制監督上のコスト抑制やセーフティ・ネットの漏出防止
- *いずれの理由であれ、会社法（商法）上の株式保有を前提とした法人格の分離という方法を利用して、相互参入の仕組みを認めたということになる

1 はじめに

- 銀行のグループ化を可能とする法的規律

(木下 [1999] p.65~)

- ・ 平成9 (1997) 年以降の動き

- 平成9年独禁法改正での純粹持株会社解禁に伴い、同年、銀行を子会社とする銀行持株会社制度を認める銀行法改正等 (銀行持株会社関連二法)

- 平成10 (1998) 年の金融システム改革法において、銀行グループにつき、銀行を子会社とする持株会社形態、及び銀行を親会社とする親子会社形態を前提とし、銀行経営の健全性を確保するための制度整備

- ・ 金融システム改革における銀行グループの具体的な制度整備の方向性

- グループ会社の業務範囲 (一般事業会社を含まないが、金融関連分野の業務を営む会社を幅広くグループ化することを認める方向性) 外部への情報提供、自己資本比率規制、大口信用供与規制、アームズ・レンジス・ルール等

- *会社法上、株式保有の対象や自己資本のあり方等について規制していないが、銀行についてはこれを規制し、かつグループに対して規制

1 はじめに

- 金融規制と会社法との関係における問題認識

- ・ 銀行及び銀行持株会社

- 株式会社であって、一定の機関構造を前提としており（銀行法4条の2・52条の18第2項）、会社法のガバナンスその他の規律が適用となることを想定

- 銀行法その他の金融規制は、預金者保護その他の観点から一定の規律を要求し、会社法のガバナンスその他の規律と異なる観点からの規定が置かれることも想定せざるを得ない

- ・ 銀行ないし銀行グループの業務分野のあり方の見直し

- 業務分野の多様化に応じて、グループベースでの経営管理及びこれに対する監督の必要

- これに伴い銀行ないし銀行グループのガバナンスのあり方も検討するという場合に、金融規制と会社法との調整のあり方を検討する必要

2 銀行持株会社等における問題

- 銀行グループにおける金融規制と会社法との関係
 - ・ 銀行グループの頂点に存在する会社
 - 銀行を子会社とする銀行持株会社、あるいは親会社である銀行（以下、「銀行持株会社等」）
 - 銀行グループを対象とした金融規制を構築する要請が高まっているとした場合、そこで名宛人となる規制対象として、銀行持株会社等が想定される
 - 金融規制において銀行持株会社等に期待される役割は、会社法上、矛盾なくそれを実現できるものとされているのか

2 銀行持株会社等における問題

- 銀行持株会社に対する銀行法上の規制

(岩原 [2011] p.422~)

- ・ 銀行持株会社の業務範囲等（銀行法52条の21）
 - 子会社である銀行、銀行法52条の23各号に掲げる会社等の「経営管理」及び「これに附帯する業務」
 - 銀行持株会社は子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない
 - ・ 金融コングロマリット監督指針（平成24（2012）年11月）
 - 銀行法52条の33に基づき、銀行持株会社に対して監督上必要な措置を講ずることを想定
 - 「Ⅱ-1 経営管理」に掲げられた「経営管理会社」に求められる評価項目（別紙資料）
- * 「経営管理会社」：「金融持株会社」等を含む金融コングロマリットの経営を管理している会社（会社以外の法人も含む）

2 銀行持株会社等における問題

- 銀行持株会社に対する銀行法上の規制

《参考》 銀行法52条の33第1項

内閣総理大臣は、銀行持株会社の業務又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 銀行持株会社等における問題

○ 監督指針と会社法との関係

- ・ 経営管理会社のグループ内各社への権限
 - 監督指針に定められた内容を実現する際、経営管理会社がグループ内各社の経営事項に介入する必要も生ずるのではないか
(たとえば、Ⅱ-1(1)⑧「取締役及び取締役会は、戦略に沿ってグループ全体の適切な経営資源の配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか」)
 - 他方で、会社法上、経営管理会社の立場に立つ銀行持株会社は、子会社の取締役等に対して具体的に指示する権限を有するものではなく、監督指針に定められた内容をどのように実現すればよいか
 - 会社法上の限界があるから、その範囲において監督指針に定められた内容を実現すればよいのか、あるいは会社法の限界とは別に金融規制は会社法的事項を定めていくことができるのか

3 子銀行等における問題

- 銀行グループ内における子銀行の立ち位置

(岩原 [2011] p.435~)

- ・ 銀行法52条の33

- 子銀行の業務の健全性、あるいは運営的の適切性の確保のために銀行持株会社に対する監督上必要な措置を講ずる可能性

- 以上の規定を前提として、銀行持株会社が子銀行に対して、（会社法の規定を離れて事実上、もしくは金融規制の存在を前提として）一定の指揮命令を行ってきた場合、そしてそれが単体としての子銀行の利益に必ずしも合致しない（グループ全体の利益には合致する）という場合、子銀行としてはどうすればよいのか

3 子銀行等における問題

- 子銀行に対する会社法上の規律

(岩原 [2011] p.435~)

- ・ 子銀行取締役等の会社法上の義務

→会社法上、取締役の善管注意義務ないし忠実義務は自らの会社に対する義務であって、グループ全体に対する義務として解することは困難

《参考》会社法355条

取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のためその職務を行わなければならない。

→この問題自体は、銀行グループの場合に限定されたものではなく、結合企業一般に通ずる問題だが、銀行グループの場合については別異に解する可能性があるか？

3 子銀行等における問題

- 銀行持株会社等と子銀行等との間の利益相反
 - ・ 銀行持株会社等による子銀行等の経営事項への介入
 - 親子会社間、ないし兄弟会社間での利益相反が生じる可能性があるが、これはどう解決すべきか
 - そもそも法人格を分離したことの目的の一つが利益相反の防止であったことを考えると、銀行持株会社等が子銀行等への経営事項への介入を容認することは本来の趣旨に反することになるか？
 - 子銀行等の健全性に反しない範囲であれば、少なくとも兄弟会社間での利益相反（ある事業機会を特定の子会社に割り当て、別の子会社に割り当てない等）は銀行持株会社の裁量の問題として考えてよいか（なお、岩原 [2011] p.438参照）
 - 会社法が一般法理に委ねている部分について、金融規制の観点から別途の対応をする可能性は可能か

4 金融規制と会社法との関係（試論）

- 金融規制と会社法の規律との抵触

- ・ 銀行持株会社等に生じる問題

- 金融規制上は、その目的を実現するため、子銀行に対して一定の指揮命令等を行うことも想定しているのかもしれない

- 会社法上は、親会社の子会社に対して一定の指揮命令を行うことは想定せず、むしろ株主である親会社の子会社の経営事項等に介入することを回避している（取締役会設置会社の場合。会社295条2項）

- ・ 子銀行等に生じる問題

- 金融規制上は、銀行グループ全体の適切な経営資源配分等の観点から、銀行持株会社等からの指揮命令を受け、場合によっては法人単体よりもグループ利益のことを配慮しなければいけないのかもしれない

- 会社法上は、子銀行等の取締役ないし執行役は、当該子銀行等の利益を優先すべきことを想定している（会社355）

4 金融規制と会社法との関係（試論）

- 金融規制と会社法の規律との抵触

（なお、加藤 [2015] p.19参照）

- ・ 金融規制と会社法の規律との抵触の可能性が生じるのはなぜか

→金融規制と会社法とがその目的を異にする面があるため

→銀行法1条の定める銀行業務の健全かつ適切な運営のために必要な規制と会社法が念頭に置く会社利益、ひいては出資者たる株主利益を保護するために必要な規律とは時として緊張関係に立つことがある

（たとえば金融規制としては、金融機関が預金者保護や金融システムの健全性の観点から望ましくない量のリスクを引き受けることを事前の防止するための仕組みを設けるといったことが必要となり得る）

4 金融規制と会社法との関係（試論）

○ 金融規制と会社法の規律との抵触

・ 金融規制と会社法の規律との抵触が生じるのはなぜか

→たとえば銀行法4条の2は、銀行について

① 株式会社であること

② 取締役会、監査役会または委員会、及び会計監査人を置くことを義務的に要求している

→そもそも銀行等、固有の資金調達手段を有する金融機関は、株式という金融商品に頼ること、すなわち株式会社という資金調達のための仕組みを利用することが論理必然ではない

→それにもかかわらず株式会社という仕組みを利用するのは、当該制度が用意している一定の仕組み（たとえば自己資本調達の仕組み、ガバナンスの仕組み等）を利用することが銀行等の金融機関の運営上便宜であるから

→しかし株式会社のある側面に着目して当該制度を利用すると、会社法の用意する制度がパッケージで適用になることから、銀行等の金融機関を規制するために不要な制度、不都合な制度も適用になる

4 金融規制と会社法との関係（試論）

- 金融規制による会社法の規律の修正
 - ・ 銀行グループ内における法人格の分離
 - リスク遮断か、利益相反防止か、あるいは監督政策上の観点かはともかく、一定の金融政策上の観点から、業務分野規制を緩和するに当たって、会社法上の株式保有を前提とした法人格の分離という方法をとった
 - 会社法上は、法人格を分離すると、株式会社の場合、親子関係があったとしても親会社から子会社への指揮命令その他の影響力の行使が制度的に担保できなくなる
 - 金融規制の観点からはこれを修正する必要性が生じうるし、それは可能と解することができないか
(会社法上の制約を金融規制によって除去することが可能と考えられないか?)

4 金融規制と会社法との関係（試論）

- 金融規制による会社法の規律の修正

- ・ 子銀行等に対する銀行持株会社等の管理

- かりに金融規制上、銀行グループ内におけるグループ全体の利益を考慮して、銀行持株会社等が子銀行等に対して指揮命令することが許されるならば、子銀行等の取締役はこれに従ったからといって当然には義務違反にならないと解する余地があるのではないか

- 会社法は単体の会社レベルでの取締役等の義務を考えるが、グループ全体のレベルで適正な経営を考えると金融規制上必要ならば、この点の解釈、場合によっては法的な規律の修正を考えることは許されるのではないか

4 金融規制と会社法との関係（試論）

- 金融規制が先か、会社法が先か

- ・ 金融規制は必要に応じて会社法の規律を借りているに過ぎないという考え方の可能性（この点に関し、神田 [2006] p.22~）
 - まず会社法の規律を前提とし、金融規制がこれに応じて規定を置く、という考え方からの転換（この点に関し、木下 [1999] p.82）
 - 会社法の規律をパッケージで借りているのはそれが便宜だからにすぎないのであって（個別法に組織に関する規律をすべて設けるのは立法等におけるコストが大きい）、必要な範囲で会社法の規律を利用できればそれが最も好ましい（ただし、会社法を修正した部分とそうでない部分の矛盾、うまく接合しない部分が生じるかもしれない。会社法で結合企業に対する規律を設けるかどうか？）
 - 銀行持株会社が子銀行等の監督を業務とし、これが適切に機能するのであれば、これに重ねて子銀行等に重厚な監督体制を求める必要性もないかもしれないという近時の議論（岩原 [2015] p.51）もあり、これは必要な範囲で会社法の規律を借りてくるという議論と考えることもできないか

《文献》

- 木下 [1999] : 木下信行『[解説] 改正銀行法』（日本経済新聞社、1999年）
- 日本銀行金融研究所 [2005] : 日本銀行金融研究所『「金融機関のグループ化に関する法律問題研究会」報告書』（日本銀行金融研究所、2005年）
- 神田 [2006] : 神田秀樹「金融グループにおける利益相反問題」金融法務研究会『金融持株会社グループにおけるコーポレート・ガバナンス』（金融法務研究会、2006年）
- 岩原 [2011] : 岩原紳作「銀行持株会社による子会社管理に関する銀行法と会社法の交錯」門口判事退官記念（商事法務、2011年）
- 岩原 [2015] : 岩原紳作「金融持株会社におけるグループガバナンス——銀行法と会社法の交錯（3）——」正井古稀記念（成文堂、2015年）
- 加藤 [2015] : 加藤貴仁『金融機関のコーポレート・ガバナンス——会社法と金融規制の関係に関する一考察』（日本銀行金融研究所、2015年）

金融コングロマリット監督指針

平成 24 年 11 月

金 融 庁

Ⅱ 金融コングロマリット監督上の評価項目(着眼点)

Ⅱ-1 経営管理

グループ内の金融機関の健全性等の確保のためには、まずは各金融機関において、経営陣が自らの役割を十分に理解し、経営に対する規律付けを含め、有効かつ責任ある経営管理の態勢が構築され、適切に遂行されていることが重要である。(注)

更に、金融コングロマリットにおける持株会社等の経営管理会社は、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たさなければならない。そのためには、経営管理会社の代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会及び内部監査部門が果たす責務が重大である。

また、内部管理に関する業務が、共通の役職員によって行われている場合には、そうした兼職態勢が健全かつ適切に機能している必要がある。

以上を踏まえ、グループの経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

(注)特に、グループ内の金融機関の経営に対し、当該金融機関やその経営管理会社の経営陣でない個人、又は当該金融機関の経営管理会社以外の会社等が実質的に関与していることにより、当該金融機関自身において有効かつ責任ある経営管理の態勢構築・遂行がなされていないと認められる場合には、監督当局として特段の留意が必要となる。

(1) 代表取締役、取締役及び取締役会

- ① 経営管理会社の取締役(以下「取締役」という。)は、グループ内の金融機関等の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか。
- ② 経営管理会社の代表取締役(以下「代表取締役」という。)は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。
- ③ 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、経営管理会社の取締役会(以下「取締役会」という。)における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- ④ 取締役会は、グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それをグループ全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、経営管理会社及びグループ全体の内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- ⑥ 取締役及び取締役会は、グループの業務・財務内容を把握し、グループの抱えるリスクの特性を十分理解した上で、リスクの状況を適切に把握しているか。また、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はグループにおけるリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑦ 取締役及び取締役会は、金融コングロマリットを形成することに伴う組織の複雑性の増大や、それに伴う経営管理の困難化について十分理解し、適切な経営管理態勢を整備し

ているか。

- ⑧ 取締役及び取締役会は、戦略に沿ってグループ全体の適切な経営資源の配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。
- ⑨ 取締役及び取締役会は、リスクに見合った資本政策の重要性を認識し、資本の充実に努め、グループとしての適切な資本の維持を図っているか。

(2) 監査役及び監査役会

- ① 経営管理会社の監査役会(以下「監査役会」という。)は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

(3) 内部監査部門

- ① 経営管理会社に、グループ全体の内部管理態勢を評価する内部監査部門(以下「内部監査部門」という。)が整備されているか。
- ② 経営管理会社の内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ③ 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ④ グループ内のリスクに的確に対応できるよう、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が、グループ内の金融機関の内部監査部門と協力して監査を実施できる体制を整備しているか。特に、グループ内の金融機関において重要なリスクにさらされている業務等がある場合、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が直接監査できる態勢を構築しているか。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。

(注) 経営管理会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。

(4) グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢

内部管理に関する業務は、本来、各金融機関において独立し、かつ、適切に遂行されるための態勢が整備されている必要がある。

一方、グループ内の金融機関が内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合がある。この場合には、以下のような態勢整備が図られているか。

- ① 内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営

体制が確保されていること。

- イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務する役職員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。
 - ロ. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。
- ② 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則が整備されていること。
 - ③ 内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること。
 - ④ 内部管理に関する業務に従事する者が営業を行う部門から独立していること。